平成25年1月18日 第2455号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目次 ■

規則

○秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則(1・港湾空港課) 1
告 示
〇都市計画の決定による送付図書の縦覧(1 9・都市計画課)
〇道路の供用開始(20、21・北秋田地域振興局建設部)
○建設業の許可の取消し(22 ・秋田地域振興局総務企画部) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
○道路区域の変更(23・平鹿地域振興局建設部)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
公告
○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活力創造課) 2 件
○県営土地改良事業の換地処分(秋田地域振興局農林部)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

規則

平成二十五年一月十八日秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第一号

秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県空港管理条例施行規則(昭和五十六年秋田県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

四の項から六の項までを一項ずつ繰り上げる。り、同表三の項中「秋田空港又は」及び「(前二項に該当するものを除く。)」を削り、同項を同表二の項とし、同表別表(二の項を除く。)中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同表二の項を削

图 图

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

告示

秋田県告示第19号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、由利本荘市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年1月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 縦覧に供すべき図書

本荘都市計画用途地域の変更、本荘都市計画準防火地域の変更、本荘都市計画風致地区の変更、本荘都市計画臨港地区の変更、本荘都市計画道路の変更、本荘都市計画公園の変更、本荘都市計画緑地の変更、本荘都市計画墓園の変更、本荘都市計画及び矢島都市計画下水道の変更、本荘都市計画活物処理場の変更、本荘都市計画ごみ処理場の変更、本荘都市計画市場の変更、本荘都市計画大葬場の変更、本荘都市計画とび矢島都市計画土地区画整理事業の変更並びに本荘都市計画地区計画の変更の総括図及び計画書

2 縦覧場所

秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課

秋田県告示第20号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。 平成25年1月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区
県 道	矢坂糠沢線	北秋田市綴子字合地349番地先から字上台52番地先まで

- 2 供用開始の期日 平成25年1月18日
- 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成25年1月18日から同月31日まで

秋田県告示第21号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成25年1月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
一般国道	105号	北秋田市阿仁比立内外 1 字鍰内沢外 3 国有林2045林班い小班 地内

- 2 供用開始の期日 平成25年1月18日
- 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成25年1月18日から同月31日まで

秋田県告示第22号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第 29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年1月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
 - 平成25年1月8日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社日景工業

秋田市高陽青柳町16番55号

代表取締役 日 景 義 雄

秋田県知事許可(般・特-22)第4138号

3 処分の内容

消防施設工事業に係る一般建設業許可の取消し

4 処分の原因となった事実

平成25年1月8日付けで消防施設工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第23号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成25年1月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の 種 類	旧新別	路線名	X	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
	I目	横手東成 瀬線 横手市山内土渕字中島28番1地先から字二瀬8番 瀬線 2地先まで		5.50~8.00	0.434	

県	道						
710	,	新	横手東成 瀬線	"	5.50~12.60	0.434	

- 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成25年1月18日から同月31日まで

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成25年1月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日 平成24年11月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 やすらぎの家
- 3 代表者の氏名

松渕利夫

- 4 主たる事務所の所在地 秋田市土崎港中央五丁目 9 番 3 号
- 5 定款に記載された目的
 - (旧) この法人は、心身障害者に対して、生きる力が向上し一人一人が豊かな生活が享受できるようになることを願い様々なことを工夫、実践し、地域交流を積極的に図るなかで地域福祉に寄与することを目的とする。
 - (新) この法人は、障害者に対して、生きる力が向上し一人一人が豊かな生活が享受できるようになることを願い様々なことを工夫、実践し、地域交流を積極的に図るなかで地域福祉に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更内容
- (1) 目的
- (2) 事業
- (3) 会員の種別
- (4) 会員の資格の喪失
- (5) 除名
- (6) 解任
- (7) 報酬等
- (8) 総会の権能
- (9) 総会の開催
- (10) 総会の招集
- (11) 定款の変更

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成25年1月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
- 平成24年12月26日 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人こまちハート・オブ・ゴールド

3 代表者の氏名

藤原寛文

- 4 主たる事務所の所在地 湯沢市横堀字下柴田39番地 湯沢市役所雄勝庁舎内
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、スポーツ・レクリエーション・カルチャーに関する事業を行い、生涯にわたる豊 かなスポーツライフの実現を目指し、スポーツを通して国際的な社会貢献に寄与することを目的とする。

- 6 定款の変更内容
- (1) 入会
- (2) 年会費
- (3) 役員の種別及び定数
- (4) 職員

平成25年1月10日県営土地改良事業(左手子地区農地集積加速化基盤整備事業)の換地処分をしたので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2第10項の規定において準用する同法第54条第4項の規定に基づき、公告する。 平成25年1月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

正 誤

平成24年10月12日(号外第1号)公布秋田県条例第73号秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条 函第25秒第1 ^両中「秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第 号)」 は、平成24年12月28日秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例の公布により「茶田獣迷神伝の経響区で 運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第九十三号)」になった。

> 秋 田 県 発行者

秋田市山王四丁目1番1号 電話 018-860-1078 (総務部広報広聴課)